○農林水産省告示第二千八百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山口県周南市大字大潮字小河内向原四二六、字小河内四二七から四二九まで、四三一から四三九まで、四四〇の一、四四〇の二、四四一、四四二、四四四、四四六、四八〇の二から四八〇の四まで、四八六の一から四八六の三まで、字向原一四四四、二〇一四から二〇二四まで、字津々羅二一七四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小河内四二七・四三三から四三五まで・四四〇の一・四四四・四四六・四八〇の四・字向原二〇一四・二〇一六から二〇一八まで・二〇二四・字津々羅二一七四（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び周南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　山口県山口市徳地柚木字迫一二四九、一二五〇、一二五一の一、一二五八の一、一二五八の二、一二五九の三、一二六〇の一、一二六〇の四、一二六〇の五

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字迫一二五九の三（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　山口県山口市下小鯖字狼谷八九八、字小峠九〇六、九〇七、字岡田一六一三、一六一七、字北野一六二二、一六二三、一六二四の二、一六二六の二、一六二七、一六二八の一、防府市大字切畑字**斧**磨一二九の六、一二九の七、一三三の二、一三三の四、一三三の六、四四〇、大字奈美字松ケ谷二七三、二八〇の一、二八一の一、二八二の一、二八三の一、二八四の一、二八五の一、二九八から三〇一まで

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字狼谷八九八・字岡田一六一三・字北野一六二四の二・一六二七・字**斧**磨一二九の七・一三三の二・一三三の四・一三三の六・字松ケ谷二七三・二八一の一・二八四の一・三〇一（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市福岡字丸山五八八、五八九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字丸山五八八・五八九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市引田字高畑四五〇、字森根二一一七、二一一九、二一二〇の一、字上端二一三七の一、二一三七の二、字今長沢口二一三八の一、二一三八の二、二一四九（次の図に示す部分に限る。）、字今長沢二一三九から二一四一まで、二一四二の一、二一四二の二、二一四三から二一四六まで、字保坪沢二一六一、字桧木日影二一六二から二一六七まで、字油峰二一六八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字森根二一一七・二一一九・二一二〇の一・字上端二一三七の一・二一三七の二・字今長沢口二一三八の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二一三八の二、二一四九、字桧木日影二一六六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字船生字越路八四二六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）